熊本県林地開発許可制度実施要項の改正について

- 〇 林地開発許可において、開発行為者が守るべき「基準の厳格化」、「手続きの明確化」を図るため、「熊本県林地開発許可制度実施要項」の全面改正及び「熊本県林地開発許可制度事務要領」の制定を行いました。
- 要項改正のポイントは下記のとおりとし、施行日を令和4年3月1日 としています。
- なお、この要項の公表については、県ホームページへの掲載と関係者 への説明を行い、制度の円滑な運用を図っていきます。

記

1 要項改正のポイント

豪雨等が頻発化、激甚化する中、開発行為者の災害に対する意識を向上させるとともに、許可条件の遵守を徹底させ、許可内容が確実に履行されるよう 開発行為者が守るべき「基準の厳格化」「手続きの明確化」等の改正を行った。

(1) 開発行為者の責務の明確化(要項第3条)

・開発行為によって開発行為区域外への土砂流出等を生じさせることがない よう、万全の予防対策を講じることを、開発行為者に義務付け。

(2) 防災施設の先行設置義務の明文化及び段階確認制度の導入

(要項第13条)

- ・防災施設の先行設置という許可条件が遵守されずに土砂が流出する事案が 発生したことから、防災施設の先行設置義務を明文化。
- ・県による箇所毎の段階確認制度を導入し、県の確認を受けなければ本体工 事に移れないことを明文化。

(3) 工事の適正化を図るための施工計画の提出及び施工管理基準の明確化 (要項第11条、第12条)

- ・開発行為者と工事施工者等の責任の所在が曖昧であったことから、現場の 責任者や組織体制、工程計画を明らかにした施工計画の提出を明文化。
- ・開発行為現場の技術的な施工管理基準を明確にするため、「森林土木工事施工管理基準」の出来形管理及び写真管理を準用した「林地開発施工管理 基準」を新たに制定し、基準を明確化。

(4) 太陽光発電施設等に係る施行状況報告の追加及び県の防災点検を明文化 (要項第14条、第15条)

- ・太陽光発電施設その他の複数の尾根や谷の形質を変更する林地の開発行為 は、災害発生の危険度が他の開発と比較し高いことから、これまでの年1 回の梅雨前の点検に加え、開発行為者による台風期前の施行状況報告の追 加と県の防災点検を明文化。
- ・災害の発生のおそれがあると認められた場合、県との協議と速やかな対策の実施を義務付ける。

(5) 災害発生時の地域の安全確保義務の明文化 (要項第23条)

・災害が発生した場合、開発行為者は、直ちに必要な応急措置を講じ地域の 安全を確保しなければならないこと、及び開発時に説明した地域住民や協 定締結者等へ状況説明をしなければならないことを明文化。

(6) 工事中止や許可取消しの行政処分を行うことを明文化(要項第24条)

・行政指導から、工事中止命令、復旧命令、許可の取消しに至ることが要項 に記載されていなかったことから、それを明記することで県の態度を明確 にし、開発行為者に注意喚起する。

(7) 熊本県林地開発許可制度事務要領の制定

・制度の適正かつ円滑な運用を図るため、熊本県林地開発許可制度実施要項のほか、必要な事項を定めた。

2 施行日 令和4年3月1日

3 公表 県ホームページへの掲載

- 1 熊本県林地開発許可制度実施要項の改正について
- 2 熊本県林地開発許可制度実施要項新旧対照表
- 3 熊本県林地開発許可制度実施要項
- 4 熊本県林地開発許可制度事務要領

お問い合わせ先 農林水産部 森林保全課 中尾、大和、山口 ダイヤルイン: 096-333-2450